

# 組合員及び遊漁者各位へ

- 組合員年会費を1年間未納だった場合、組合員の資格を喪失します。
- 組合員を脱退する場合には、翌年の1月31日までに 組合事務所に脱退届を提出して下さい。

## 1 入漁証及び組合員之章の携帯

- 当組合の漁業権区域内に出漁する者は、住所、氏名、年齢を明記した所定の入漁証を必ず携帯しなければならない。(必要事項が記載されていないものは無効とする)
- 入漁証(年券)の有効期限は12月31日までとする。
- 入漁証の再交付はしない。
- 組合員が漁業に従事する場合は、必ず組合員之章を着用すること。
- 監視員より掲示を求められた場合は直ちに応ずること。不携帯の場合は、遊漁証購入又は漁業行為の停止を命じます。
- 組合員証・遊漁証は、年度を表にして監視員から見える位置に着用すること。

## 2 解禁日

あゆ	6月1日午前5時から12月31日まで 但し八溝川、押川、里川、山田川、大沢川、滝川は、7月1日午前5時から12月31日まで ● 友釣専用区域等については、裏面をご覧ください。		
やまめ	4月1日から9月30日まで	さくらます	3月1日から4月30日まで
いわな	4月1日から9月30日まで	あゆ漁堰	10月1日から11月30日まで

## 3 投網・鮎ルア一釣り解禁日

- 鮎ルア一釣り解禁 令和8年6月1日午前5時より ※友釣り専用区域を除く
- 投網解禁 令和8年8月1日
- 舟投網解禁
- 各支流の投網

※アユ友釣り専用区域の設定により、期間・区域等の変更あり、詳しくは裏面をご覧ください。  
※投網の目の大きさは、2.3cm以上のもの。それ以下は禁止。

## 4 全漁法禁止区域

- (1) 久慈川本流辰ノ口堰堤上流端から上流600メートル及び下流600メートル間の区域
- (2) 久慈川筋岩崎堰堤上流端から上流200メートル及び下流500メートル小貫橋間の区域
- (3) 久慈川支流里川筋、田渡堰堤上流端及び里野宮堰堤上流端から上流及び下流それぞれ500メートル間の区域
- (4) 久慈川支流八溝川筋、久慈郡大子町大字上野宮地先門の井橋上流端から桜井橋下流端に至る区域

## 5 投網禁止区域

- (1) 初原川 (大子町左貫字阿坪地先にかかる阿坪橋の基部上流端を基点とする上流全域及び支流大石沢)
- (2) 八溝川 (大子町上郷地内にかかる北原橋の基部上流端を基点とする上流全域及び八溝川の全支流)
- (3) 入四間川
- (4) 滝川 (滝川、見返橋より下流160mの堰より上流袋田の滝の間)

以上4河川については、令和8年6月1日より令和9年5月31日迄投網を用いて水産動物の採捕を禁止する。

- (5) 友釣専用区域

## 6 かじか卵の採取は禁止する

## 7 漁具、漁法の禁止

- |             |           |                    |                       |
|-------------|-----------|--------------------|-----------------------|
| (1) 地びき網    | (7) 無双網   | (13) う飼漁法          | (19) ヤスを使用する漁法・石打漁法   |
| (2) うなぎ手繰網  | (8) おとり網  | (14) 潜水器漁法         | (20) 目の大きさが2.2cm以下の投網 |
| (3) わかさぎさし網 | (9) いくり網  | (15) さけ引掛釣         | (21) 直網が50cmを超えるすくい網  |
| (4) かさねさし網  | (10) 徒立網  | (16) 水中に電流を通してする漁法 |                       |
| (5) さけ建網    | (11) 瀬干漁法 | (17) 爆発物を使用する漁法    |                       |
| (6) 留網      | (12) やな漁法 | (18) 有毒物を使用する漁法    |                       |

## 8 魚の大きさによる禁止

水産動物	全長又は体重	水産動物	全長又は体重
いわな	全長15センチメートル以下	からすがい	殻長10センチメートル以下
やまめ	全長15センチメートル以下	うなぎ	全長23センチメートル以下
さくらます	全長25センチメートル以下	そうぎよ	全長25センチメートル以下
こい	全長15センチメートル以下	れんぎよ	全長25センチメートル以下

## 9 反則過怠金等の徴収

遊漁者がこの規則又は漁業関係法令に違反した場合には、それによる処罰を受けるほか、10万円以下の罰金、悪質者には6ヶ月以下の懲役を併科する。

この規約は、茨城県内水面漁業調整規則、  
久慈川漁業協同組合茨内共第15号第五種共同漁業権遊漁規則、  
行使規則に定め、県の許可を得ております。

**お知らせ**

久慈川漁業協同組合管内に於いては、9月15日から11月15日まで、魚族の天然産卵(あゆ産卵場造成工事場所含む)を保護するため、機動的に随時全魚族の採捕を禁止することがありますのでご協力をお願い致します。

**令和8年度 海産・人工 2,000kg放流予定**

天然遡上あり

**電子遊漁券販売中**

下記の久慈川漁業協同組合ホームページより購入できます。

**鮎ルアー釣りについて**

- ・鮎ルアー釣りは、友釣専用区域ではできません。
- ・各支流は、7月1日午前5時解禁です。
- ※使用針について  
ダブ蝶、イカリ針は2段まで  
ただし、チラシは3本まで

**一斉休漁のお知らせ**

本年、あゆ資源確保のため、一週間の休漁を決定しました。

**期間** 令和8年10月1日から10月7日まで。  
10月8日の解禁は午前5時

**関係する漁法**  
全ての鮎漁

**ヤマメの漁獲量の制限について**

シーズンを通じ1日に釣れるヤマメの数を20匹以内とします。  
1日でもながく遊漁者の皆様楽しんでいただく措置です。

ご協力をお願いいたします。



**久慈川の鮎解禁**  
6月1日 午前5時

友釣専用区域案内 ※友釣専用区域内のルアー使用は禁止 ※場所取り禁止

- 久慈川本流 大子町下野宮(仲之関橋より上流県境まで)
- // 大子町下野宮(川山橋より上流田中下の間)
- 久慈川支流 大子町下野宮(八溝川合流点より上流川山堰まで)
- 久慈川本流 大子町池田(沖内地先より下流茨城交通営業所間)
- // 大子町大子 池田橋上流200mより下流水郡線トンネル入口まで  
支流押川橋より合流点を含む
- // 大子町大子(久慈川橋(小久慈橋)より上流池田橋の区間及び押川橋間)
- 久慈川支流 大子町大子(押川橋より上流長岡橋まで)
- 久慈川本流 大子町袋田(たきなご地先より下流下津原橋間)  
// 大子町袋田(南田気橋上流鉄橋より下流下津原橋間)
- // 大子町頃藤(宮平橋より下流300m間)
- // 大子町西金(バンガロー前より下流大内野橋間)
- // 常陸大宮市盛金(水郡線第一鉄橋上流160m間下流300m間)
- // 常陸大宮市舟生(舟生橋上流150m・下流150m間)
- // 常陸大宮市舟生(森戸川沢頭付近より下流400m間)
- // 山方トンネル出口から上流400m間
- // 常陸大宮市小貫(小貫橋下流端より下流600m間)
- 久慈川支流 大子町下金沢地内(押川大門橋から100m上流の堰より下流  
五百町橋の区間)

- 友釣専用区域 6月1日午前5時～9月15日午前5時まで
- 友釣専用の期間延長区域 6月1日午前5時～10月1日午前5時まで
- 友釣専用区域の期間延長区域 6月1日午前5時～10月31日午前5時まで
- 支流友釣専用区域 7月1日午前5時～9月15日午前5時まで
- 放流数量
- 年間禁漁区域
- ヤマメキャッチ&リリース区間
- コロナ釣禁止区域 大内野橋から上流県境まで (期間)6月1日～7月31日までの2ヶ月間

**あゆ・やまめ 入漁料**  
大人年間券 10,000円  
中・肢体不 2,500円  
大人日釣券 2,000円  
中・肢体不 500円  
あゆ現場購入2,000円加算  
やまめ現場購入2,000円加算

**さくらます 入漁料**  
大人シーズン券 5,000円  
中・肢体不 1,500円  
大人日釣券 2,000円  
中・肢体不 500円  
現場購入 200円加算

**久慈川漁業協同組合**

事務所 TEL 0295 (52) 0038  
FAX 0295 (55) 7023

ホームページ <https://www.kujigawa.com>